

平成29年8月10日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 戸田建設株式会社
業者の住所 : 東京都中央区京橋1-7-1
- 指名停止措置期間 : 平成29年8月10日から平成29年8月23日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
本件は、戸田建設(株)が受注した「平成27年度 天竜川水系穴沢砂防堰堤工事用道路トンネル工事」において、平成29年3月23日にトンネル掘削部の吹付けコンクリート工を実施するためのコンクリートを製造するバッチャープラント内で発生した事故である。
被災者は、1人でコンクリート製造作業をしていたところ、バッチャープラント内にある運転中のミキサーに巻き込まれて死亡した。
- 指名停止措置理由
有資格業者である戸田建設(株)の安全管理措置が不適切であったため、工事関係者の死亡事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号 (052) 953-8138